

# 令和5年5月定例総会

令和5年5月10日開催

## 議 事 録

土佐清水市 農業委員会

## 令和5年度第2回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日（木） 午後3時00分～午後3時30分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員（12人）

農業委員	1番	上野 貴生
	2番	野老山卓男
	3番	尾崎 和代
	4番	池田 克彦
	5番	岡崎 直正

推進委員	1番	安田 泰平
	2番	弘田 好希
	3番	田邊 昌一
	4番	岡田 哲治
	5番	上野 清吉
	6番	坂本 直幸
	7番	宮上 昌三

欠席委員（1人）	8番	岡田 弘重
----------	----	-------

### 4. 議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案第3号 その他の件について

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
農林水産課長補佐	和泉 誠
農林水産農業係長	出口 直人
事務局係長	岡崎 正嗣
事務局員	田邊 元寛

議長  
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、5月定例総会を開会致します。

この際、本日の欠席者につきまして、報告いたします。

本日は岡田弘重委員から欠席の連絡を受けております。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

**議案第1号 非農地証明の審議について**

**議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について**

**議案第3号 その他の件について**

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

3番 尾崎 委員

5番 岡崎 委員の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは、議案第1号 非農地証明の審議について

をおこないますが、本日は2件の審議となっておりますので、1件ごとに採決を求めることといたします。それでは、

**議案第1号 非農地証明の審議①について**

担当者より説明を求めます。

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議①について、説明いたします。

議案書の1ページから4ページでご確認ください。

1ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市貝ノ川です。登記地目は畑、面積は29㎡です。

(位置は、県道沿いの民家横です)

申請理由は、50年位以上前から貝ノ川に居住していないので、一度も耕作せずに放置したため、放棄地になっています。雑種地に地目変更したい

とのこと。現況は原野化しており、耕作放棄地となっていることから、農地の地目を畑から雑種地に変更するため、非農地として整理をするものです。

非農地証明の許可基準(抜粋)で説明いたしますと

① 自然災害により災害地等で農地への復旧ができないと認められた土地

② 耕作不適當など、やむを得ない事情によって15年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地

③ 人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

などとなっています。

(東側が宅地、その他が道で囲まれており、他の農地にも特に支障がなく) 今回の件は②の『耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地』に該当するものです。

位置図については、2・3 ページをご覧ください。

現況写真は、4 ページをご覧ください。

以上の申請を 4 月 5 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し(近隣の地目、所有者を記入したもの)【税務課(記入)】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
	その他必要な書類
●	現況写真(場合によっては立会必要)【農業委員会】

今回の案件については、上野委員に現地の確認を行ってもらっています。審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長  
上野会長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

上野委員

事務局と現地に行ってきました。小さな土地ほとんどが道路の法面で荒れてました。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
上野会長

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

安田委員

横の人がたまに草刈りしているのですかね？

議長  
上野会長

国道沿いということもあるので、定期的に草刈りなど管理はされているのではないかと。

安田委員

農地に適さないというのは分かるが、土地の状態としては基準にある荒れて自然潰廃というところまでではないような。

議長  
上野会長

周囲が道路で、面積も小さく、長期間耕作もされていないので、非農

議長  
上野会長

地でよいのでは。

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議①について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします

それでは、次に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議②について

担当者より説明を求めます。

事務局  
岡崎

それでは、議案第1号 非農地証明の審議②について、説明いたします。

5ページから7ページでご確認ください。

5ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市布です。登記地目は田、合計面積は158㎡です。

(位置は、旧布小学校の北側です。)

申請理由は、定年後に出身地の布に帰省する予定で、平成15年に住



宅を建築しました。最近になり建物の調査の際に地目が田であることが判明したので、宅地に変更したい。

とのこと。現況は宅地となっており、約 20 年間宅地として利用しており、地目変更のため、非農地として整理をするものです。

非農地証明の許可基準（抜粋）では、今回の件は先ほどの非農地証明の許可基準の③『人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、（その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、）農地行政上も特に支障がないと認められる土地』に該当します

農地の位置図については、6 ページをご覧ください。

現況写真は、7 ページをご覧ください。

以上の申請を 4 月 17 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入）】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
	その他必要な書類
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

今回の案件については、宮上委員に現地の確認を行ってもらっています。

す。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議長  
上野会長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い  
します。

宮上委員

事務局と現地に行って来ました。見てのとおり家が建ってだいぶたっ  
てます。審議のほどよろしく願いいたします

以上で、議案についての説明が終わりました。

議長  
上野会長

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

弘田委員

家が建って 20 年もたっているのでもいいと思います。非農地に認めて  
も。

議長  
上野会長

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 1 号 非農地証明の審議②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長  
上野会長

それでは、次に移ります。

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局  
岡崎

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議  
について、説明いたします。

8ページから11ページでご確認ください。

8ページ、整理番号5-001について、説明を行います。

借受(かりうけ)人は下ノ加江地区で主に水稻の栽培をしておられる  
方で、今回、利用権の期限到来のため新たに利用権設定更新をしたい  
とのことです。

借受人、地区、氏名、住所は記載のとおりです。

認定所在地は記載のとおり、地目は田、6筆の合計面積4,283㎡、

引き続き水稻を作る予定となっております。

賃料については、10aあたり5,000円を予定しております。

始期につきましては令和5年5月15日、終期は令和15年5月14日  
までの10年間となっております。

9ページに航空写真、10～11ページに現況写真を添付しております。

借受人の農業経営の状況については、構成員が2名、主要な農機具の

保有状況については、軽トラック、管理機、コンバイン、乾燥機、トラクター、がそれぞれ1台となっております。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議長  
上野会長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い  
します。

安田委員

見てのとおり何も問題ありません。きれいに作られています。

坂本委員

利用権設定は終わったんじゃないですか？

事務局  
田邊

令和5年4月1日以降利用権の設定は廃止されました。

ただし、令和6年度末までは経過措置として、地域計画が策定される  
までは設定が可能です。

議長  
上野会長

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長  
上野会長

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、

議案第3号 その他の件について

次回の定例総会は、令和5年6月9日（金）午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで5月定例総会を閉会といたします。